平成３０年（フ）第５８号
山口県宇部市明治町１丁目８番８－101号、従前の住所山口県宇部市明治町１丁目２番８号
債務者　木下　敦子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第６３号
北海道室蘭市舟見町１丁目13番10号ハイツＳ105号
債務者　若杉　嘉勝
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第３地割34番地２、申立時の住所岩手県滝沢市土沢519番地１　ソレイユ参番館202号
債務者　吉田　　翔
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０３号
岩手県滝沢市大釜風林521番地15、旧住所岩手県花巻市太田第27地割207番地４　花巻清風支援学校第17号公舎
債務者　関村　卓也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５１号
岩手県北上市鬼柳町田の神155番地　田の神荘７号
債務者　小笠原布実
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３５号
福島県会津若松市西年貢１丁目２番18号　西年貢ハイツＣ号室、前住所福島県会津若松市天神町１番28号　パーシモンファーム103号室
債務者　齋藤　雄也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
福島県会津若松市西年貢１丁目２番18号　西年貢ハイツＣ号室、前住所福島県会津若松市天神町１番28号　パーシモンファーム103号室
債務者　齋藤　美紀
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
新潟県上越市北本町３丁目４番12号
債務者　貝川　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第２７号
新潟県上越市下門前905番地　ガーデン・コートＢ　202号、前住所新潟県上越市中郷区藤沢991番地22
債務者　大野　　貢（旧姓大堀）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３４号
新潟県上越市新光町３丁目13番３号　アウローラⅣ　103号
債務者　藤原　怜也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３５号
新潟県上越市大字中ノ俣707番地、前住所新潟県上越市西本町２丁目４番26号
債務者　北嶌　和子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１２９５号
大阪市大正区北村２丁目５番19号　山城マンション204号
債務者　今泉　　清
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６７号
堺市中区新家町777番地１　白鷺ビューハイツ207号
債務者　土田　尚子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５６０号
大阪府守口市梶町３丁目41番24－303号、前住所大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30－103号
債務者　鍛原　　綾
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７１２号
大阪府吹田市垂水町２丁目19番13号
債務者　安本　　淳
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部